

浜松市特定創業支援等事業のご案内

～創業をしようとする人・創業後5年未満の皆様へ～

★特定創業支援等事業とは

浜松市内の産業支援機関等では、これから創業しようとする人や、創業後5年未満の人を対象に、創業相談や創業塾など「経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につく事業」を実施しています。

特定創業支援等事業の内容	支援実施機関
相談支援事業 (創業に関する相談)	はままつ起業家カフェ・(公財)浜松地域イノベーション推進機構・浜松 商工会議所・浜名商工会・奥浜名湖商工会・浜北商工会・天竜商工会・日本政策金融公庫・静岡銀行・浜松いわた信用金庫・遠州信用金庫・在浜松ブラジル総領事館
創業塾、創業スクール	浜松商工会議所・浜北商工会・浜名商工会・天竜商工会・浜松いわた信用金庫
起業サロン、実践サロン	はままつ起業家カフェ
インキュベーション施設支援事業	浜松市

※特定創業支援等事業は、産業競争力強化法に基づき認定された「浜松市創業支援等事業計画」により、浜松市内の産業支援機関等が実施しています。

※特定創業支援等事業の内容・利用方法は、それぞれの実施機関にご確認ください。

★特定創業支援等事業を利用したことによる各種支援制度

代表者本人が1ヶ月以上にわたり4回以上、特定創業支援等事業者から支援を受け、「経営・財務・人材育成・販路開拓」のノウハウを習得できたと認められる場合には、浜松市から「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明」を受けることができます。この証明により各種支援制度を受けることができます。

会社設立時の登録免許税の軽減 (株式会社・合同会社)	創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が、市内に株式会社又は合同会社を設立する場合には登録免許税の軽減を受けることが可能です。 ○株式会社:資本金の0.7%→0.35% (最低税額15万円→7.5万円) ○合同会社:資本金の0.7%→0.35% (最低税額6万円→3万円) ※会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。
浜松市中小企業向け融資制度 (創業サポート資金) の利用	創業サポート資金の融資利率が優遇されます。 (別途、審査を受ける必要があります。) 融資利率 年1.3%以内(市が0.9%利子補給した後の利率)
創業関連保証の申込期間の特例	創業関連保証が、事業開始6ヶ月前から利用することが可能です。 (別途、審査を受ける必要があります。)
日本政策金融公庫の利用	新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。(別途、審査を受ける必要があります。)
小規模事業者持続化補助金 <創業型>	創業1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金<創業型>の申請対象になります。

★上記の他にも証明書の取得により、各種支援制度が受けられることがあります。

※各種支援制度の利用には、浜松市が発行する証明書が必要です。(発行手続きは裏面をご覧ください。)

※各種支援制度を利用しようとする制度によって、制度の利用要件は異なります。あらかじめご確認ください。

※浜松市外に住民登録がある方や浜松市外で創業する場合、制度によっては利用できない場合があります。

※証明書の発行は、各種支援制度の適用を約束するものではありません。

必ず裏面もご確認ください。

★特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明 申請手続き

特定創業等支援事業を利用

創業支援事業者が実施する、創業相談や創業スクール等を利用し支援を受けます。利用方法は各機関にご確認ください。

★代表者本人が、1か月以上にわたり、4回以上支援を受けることが必要です。複数事業の利用による組合せも可能です。

証明の申請手続き

浜松市に証明を申請します。市は各支援機関に利用状況を確認のうえ、証明書を交付します。

★証明書の交付まで、10日間程度の期間が必要です。余裕を持った手続きをお願いします。

優遇措置の適用

各制度を利用する際、証明書を提出して優遇措置の適用を受けることができます。

★利用前に証明書の交付を受け、提出することが必要です。

【証明書を申請できる人】

次のいずれにも当てはまる人

- ・事業を営んでいない個人または創業後5年未満の個人・法人の代表者
- ・1か月以上にわたり4回以上、浜松市の特定創業支援等事業による支援を受けた人

【申請に必要な書類】 ※様式は「はままつ起業家カフェ」窓口または浜松市公式webサイトで取得できます。

- ①産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書 1部
- ②特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の提供に関する同意書 1部
- ③特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関するチェックシート 1部
- ④添付資料 開業済みの場合 個人…開業届のコピー
法人…法人設立届出書のコピーまたは履歴事項全部証明書(コピー可)
※電子申請により届け出た人は、該当する書類に加え、受付された旨の通知を出力した書面を提出してください。

【申請書の提出先・交付窓口】

浜松市産業部産業振興課 創業支援グループ <はままつ起業家カフェ>

所在地: 浜松市中央区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館1階 TEL: 053-525-9745

受付時間: 午前9時から午後7時15分まで(毎週水または金は午後8時45分まで)

※書類提出、証明交付の際に本人であることを確認させていただきます。

マイナンバーカードなどの顔写真付き証明書を提示してください。

※代理人による書類の提出、証明書の受け取りは委任状が必要です。

- ①必要書類を「はままつ起業家カフェ」の産業振興課窓口へ提出してください。
- ②利用された支援実施機関に市が支援状況を確認させていただきます。
- ③証明書は、7日後以降に交付しますので、窓口で受領してください。
※郵送による交付を希望する場合は、宛先を記入し、送料分の切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。
- ④証明書を利用して、各種支援制度を活用してください。
- ⑤開業後・会社設立後は連絡をお願いします。(詳しくは証明書を交付する際、説明させていただきます。)

★注意事項

- ・特定創業支援等事業の利用は、必ず代表者本人であることが必要です。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に該当する業種は、本事業の利用や証明書の発行ができない場合がありますので、事前にご確認ください。
- ・各種支援制度は、利用しようとする制度によって要件が異なります。あらかじめご確認ください。
- ・浜松市外に住民登録がある方や浜松市外で創業する場合、制度によっては利用できない場合があります。
- ・証明書の発行は各種支援制度の適用を約束するものではありません。

★お問い合わせ

●特定創業支援等事業に関すること

●特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関すること

[はままつスタートアップ 創業支援総合窓口]

はままつ **起業家カフェ**



浜松市

産業部産業振興課
創業支援グループ

所在地: 〒432-8036 浜松市中央区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館1階

TEL: 053-525-9745 FAX: 053-525-9746 E-mail: sogyo@hama-cafe.jp